

## ふるさと那珂川町同窓会開催補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、那珂川町（以下「町」という。）の関係人口創出及び人口減少対策として、同世代が集まり地元の良さを再発見する機会を創出し、郷土愛の醸成、Uターン及び定住促進を図るため、同窓会に要する経費に対し、予算の範囲内においてふるさと那珂川町同窓会開催補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、那珂川町補助金等交付規則（平成17年那珂川町規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において同窓会とは、出席者同士の親睦や融和を図るため、同一の中学校の卒業生で開催される親睦会をいう。

### (同窓会の要件)

第3条 補助金を交付する同窓会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内の施設で開催すること。
- (2) 出席者は、那珂川町内の中学校を卒業していること。
- (3) 学年、学級、部活動等のグループ単位で開催すること。
- (4) 出席者の人数は10人以上とし、当該出席者の3割以上が町外に居住する者であること。
- (5) 出席者は、同窓会を開催する日の属する年度の3月31日において、21歳以上45歳以下の者であること。
- (6) 出席者は、町が運営するメッセージアプリ等の登録に協力すること。
- (7) 出席者は、町が提供するパンフレット等の配布及びアンケート調査等に協力すること。
- (8) 出席者は、第9条第4号に規定する集合写真について、町広報紙等の素材として使用することを了承すること。
- (9) 特定の候補者、政治団体及び宗教団体等の活動又は宣伝並びにその他社会通念上公金で補助することがふさわしくないものでないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 案内文書の作成及び送付に要する経費
- (2) 会場の使用に係る経費
- (3) 集合写真の撮影及び印刷に係る経費
- (4) 同窓会での飲食に係る経費（町内の飲食店等に支出するものに限る。）
- (5) その他町長が必要と認める経費

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、同窓会の出席者（来賓等を除く。）の数に2,000円を乗じて得た額とし、6万円を上限とする。ただし、補助対象経費の支出額が補助金の額を下回る場合は、当該支出額を補助金の額とする。

2 前項の規定により補助金の額の算定に用いられる出席者は、当該出席者1名につき、年度内1回を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする同窓会の代表者（以下「申請者」という。）は、同窓会の開催予定日の14日前までにふるさと那珂川町同窓会開催補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 同窓会の開催に関する同意書（様式第2号）
- (2) 出席者名簿（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ふるさと那珂川町同窓会開催補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（内容の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、同窓会の内容を変更し、又は中止しようとするときは、遅滞なくふるさと那珂川町同窓会開催補助金変更等承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受

なければならない。ただし、開催年月日の変更等その他軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、ふるさと那珂川町同窓会開催補助金変更（変更、中止）承認通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、同窓会の開催日から起算して30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、ふるさと那珂川町同窓会開催補助金実績報告書（様式第8号）を次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿（様式第3号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 領収書等の写し
- (4) 同窓会当日に開催場所で撮影した出席者全員が写っている集合写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 町長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ふるさと那珂川町同窓会開催補助金額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた交付決定者は、規則第18条の規定により、速やかにふるさと那珂川町同窓会開催補助金交付請求書（規則様式第3号）に必要書類を添えて町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(4) その他この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合の通知は、ふるさと那珂川町同窓会開催補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第10号）によるものとする。

（補助金適用年度）

第13条 この補助金の適用年度は令和8年度から令和10年度までとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

